



2014年2月6日  
株式会社日立製作所  
執行役社長 中西 宏明  
(コード番号:6501)  
(上場取引所:東・名)

株式会社日立メディコ  
執行役社長 北野 昌宏  
(コード番号:6910)  
(上場取引所:東)

## 株式会社日立製作所による株式会社日立メディコの 株式交換による完全子会社化に関するお知らせ

株式会社日立製作所(執行役社長:中西宏明/コード番号:6501/以下、日立)及び株式会社日立メディコ(執行役社長:北野昌宏/コード番号:6910/以下、日立メディコ)は、2014年1月30日、日立による日立メディコの完全子会社化について、日立を完全親会社とし、日立メディコを完全子会社とする株式交換(以下、本株式交換)の方法によることを決定しておりましたが、本日、本株式交換の交換比率、効力発生日その他の詳細事項について合意に達し、両社の間で株式交換契約(以下、本株式交換契約)を締結しましたので、お知らせします。

なお、本株式交換は、日立については、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、日立メディコについては、会社法第784条第1項の規定に基づく略式株式交換の手続きにより、各社とも株主総会の決議による承認を受けずに行われる予定です。

また、本株式交換の効力発生日(2014年3月1日)に先立つ2014年2月26日に、日立メディコ株式は上場廃止(最終売買日は2014年2月25日)となる予定です。

### 1. 本株式交換による完全子会社化の目的

日立は、日立公表の2013年11月13日付「当社子会社である株式会社日立メディコ(証券コード6910)の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(以下、本公開買付けニュースリリース)に記載のとおり、日立メディコの完全子会社化をめざして、2013年11月14日から2013年12月19日まで、日立メディコの発行済株式の全て(ただし、日立が所有する日立メディコ株式及び日立メディコが所有する自己株式を除きます。)を対象とする公開買付け(以下、本公開買付け)を実施しました。

また、日立及び日立メディコは、日立及び日立メディコ公表の2014年1月30日付「株式会社日立製作所による株式会社日立メディコの完全子会社化の方法の決定(株式交換)に関するお知らせ

せ」(以下、スキーム決定ニュースリリース)に記載のとおり、本公開買付けの結果等を踏まえ、日立による日立メディコの完全子会社化の方法として、株式交換の方法によることを決定しました。

日立による日立メディコの完全子会社化の目的につきましては、本公開買付けニュースリリース及び日立メディコ公表の2013年11月13日付「支配株主である株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」に記載のとおりですが、以下再掲します。

日立並びに日立の子会社及び関連会社からなる日立グループは、情報・通信システム、電力システム、社会・産業システム、電子装置・システム、建設機械、高機能材料、オートモティブシステム、デジタルメディア・民生機器、その他(物流・サービス他)、金融サービスのセグメントにわたって、製品の開発、生産及び販売からサービスの提供に至るまで幅広い事業活動を展開しています。

日立は、2013年5月に「日立は、社会が直面する課題にイノベーションで応えます。優れたチームワークとグローバル市場での豊富な経験によって、活気あふれる世界をめざします。」という日立グループのあるべき姿を示した「日立グループ・ビジョン」を策定し、公表しました。そして、このビジョンの実現に向けたアクション・プランとして2013年5月に策定・公表した「2015中期経営計画」において、「社会・お客様が抱える課題を共に見出し、“One Hitachi”で解決」すること及び「プロダクト、サービス、IT(クラウド)を組み合わせたソリューションによりイノベーションを実現」することを内容とする「社会イノベーション事業」を展開することとしています。

ヘルスケア分野は、先進国における人口の高齢化や新興国等における医療水準向上など様々な対応すべき課題が存在する分野であるとともに、今後の市場としての成長が見込まれる分野であり、日立グループが「社会イノベーション事業」を展開していくべき重要な分野であると考えます。このような認識のもと、2013年10月にはグループ全体のヘルスケア分野における事業戦略の立案を目的として、ヘルスケア事業戦略本部を新設しました。

日立は、今後、日立グループとしてヘルスケア分野における「社会イノベーション事業」を推進していくため、健診・疾病予防、検査・診断・治療などの分野において、病院や医療従事者が提供する医療関連サービスの質及び量を向上させるために必要なソリューションを提供するという基本的方向性の下、以下の分野を注力成長分野として事業強化することを検討しております。

- (i) 既存の画像診断機器を中心とした医療機器及び情報通信技術(ICT)をベースとして疾病別対応医療機器の販売を強化すること。
- (ii) 病院・医療従事者に対して統合的な医療ソリューションを提供できるシステムインテグレーター、コンサルタントとして、診断にとどまらず、予防、治療、予後に関わるサービスの連携を促進すること。
- (iii) 病院の経営課題(運営、調達等の効率化)に資するソリューション・サービスを提供すること。

日立は、これらの事業強化を実施するためには、ヘルスケア分野において日立グループでの顧客対応を一元化し、顧客と密接した事業展開ができる体制を早急に構築する必要がある

ると考えているところ、日立メディコは、国内外の病院を中心とする医療関係のマーケットにおいて、営業・マーケティングなどを通じて顧客ネットワークを着実に築いています。そこで、日立は、日立メディコの有するネットワークを核としてグループ内の顧客対応を一元化することが、日立グループのヘルスケア分野における「社会イノベーション事業」の推進に資すると考えております。

一方、日立メディコは、診断用超音波装置、MR イメージング装置、診断用 X 線装置、X 線 CT 装置を中心とした画像診断機器の研究開発、設計、製造、販売、保守サービスを一貫して手掛ける医療機器メーカーであり、日立グループのヘルスケア分野の中核を担う企業であります。

日立メディコは、日立の関連会社として、1949 年に設立され、その後、1951 年に日立の完全子会社となりましたが、資金調達力の強化、会社の対外的信用力の増大、知名度の向上及び内部組織の整備促進等の経営体質の強化等を目的として、1991 年 11 月に株式会社東京証券取引所(以下、東京証券取引所)市場第二部に上場し、その後、1996 年9月に東京証券取引所市場第一部に上場しております。なお、日立メディコは 1991 年 11 月の上場以降現在まで日立の連結子会社であります。

世界の医療機器市場は、現在、着実な成長を遂げており、今後も拡大が見込まれています。しかしながら、市場における企業間競争は熾烈を極め、日立メディコの競合企業である世界的な総合医療機器メーカーは、近年の M&A による業容拡大もあり、事業規模、資金力等において日立メディコを大きく上回っています。かかる状況にあつて、日立メディコが展開する画像診断機器は、先進国での販売に一定の成果が見られるものの、新興国開拓や、IT や治療機器などの周辺領域との融合等、事業の成長のためのさらなる施策が求められています。

日立メディコは、これに対応すべく、①医療機器事業に係る損益を改善し、高収益企業体質を構築していくこと、②グローバルシフトを加速し、海外での医療機器の販売を促進すること等の取り組みを行ってまいりました。今後におきましても、収益性の改善に引き続き注力する必要があり、また、日立メディコの中期経営計画の目標年度である 2015 年度に、海外売上高比率を 2012 年度の 35%から、当該中期経営計画において目標として記載されている 45%まで伸長させるためには、M&A 等を含めた一層の事業強化が必要です。

このような中、日立と日立メディコは、2013 年 10 月上旬頃の日立からの提案を契機に、日立は、日立及び日立メディコから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村証券株式会社(以下、野村証券)を、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、日立メディコは、日立及び日立メディコから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券株式会社(以下、大和証券)を、リーガル・アドバイザーとして中村・角田・松本法律事務所を選任のうえ、両社の企業価値を一層向上させることを目的とした諸施策について複数回にわたる協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、日立は、日立が日立メディコを完全子会社とすることで、より安定した資本関係を構

築し、日立の社内カンパニーのヘルスケア関連事業と一体化した事業運営を行うことが、日立メディコ、ひいては日立グループの企業価値を向上させるために有益であるとの結論に至り、日立が日立メディコを完全子会社とすることを目的として、本公開買付けを実施することとしました。

日立メディコの完全子会社化により、日立メディコと日立グループ内のヘルスケア関連事業との間には、様々な連携の実施が可能になると考えられます。販売投資及び研究開発投資においては、日立メディコが日立の完全子会社になることにより、上記のとおり企業間競争が熾烈を極め、また、事業規模、資金力等において日立メディコを大幅に上回る競合企業が存在する世界の医療機器市場において重要となる、日立メディコと日立が一体となつてのより大規模な戦略投資や迅速な意思決定が可能となります。また、日立メディコが日立の完全子会社になることにより、日立メディコと日立との間でヘルスケア事業のリソース(人財、資金、ノウハウなど)を共有化し、柔軟かつ戦略的な事業運営を図ることができます。具体的には、以下のとおりです。

- (i) 両社のヘルスケア関連事業において、開発、営業・マーケティングなどの顧客対応を一元化するとともに、日立グループのヘルスケア分野の中核を担う医療機器メーカーである日立メディコのプロダクトを日立グループ内のヘルスケア関連事業と組み合わせることで、「プロダクト、サービス、IT(クラウド)を組み合わせたソリューションによりイノベーションを実現」することを内容とする「社会イノベーション事業」をヘルスケア分野で推進していくことが可能となります。例えば、放射線治療領域において、従来は日立メディコにおいては日立メディコが販売するX線治療機器を、日立においては日立が販売する粒子線治療機器を顧客に対して提案していたのに対し、顧客対応の一元化を図ることにより、顧客のニーズに応じ最適な治療機器を提案することができる等のソリューション提案力の強化が見込まれます。
- (ii) 日立メディコにとっては、日立の研究所との一層の連携による研究開発力の強化、日立グループの調達力をさらに活用したコスト競争力の強化に加え、海外で日立グループとして提供する病院向けのサービスやファイナンスとの連携による日立メディコの画像診断機器の販売拡大や日立の現地法人を活用した新興国における販売拠点の拡充が見込まれます。また、日立メディコが競合企業に伍していくための投資実行力も強化されると考えます。さらに、日立メディコにとっては、日立の社内カンパニーのヘルスケア関連事業と一体となつて事業展開を行うことにより、ITや治療機器などの周辺領域との融合(例えば、日立メディコの医療情報システムや画像診断機器と、画像を蓄積管理する日立のストレージシステムやクラウドサービスとの連携や、日立メディコの画像診断機器と、日立が事業展開する粒子線治療装置との組合せによる診断・治療が一体となったシステムの提供等)という課題を早期に解決することが可能となります。

日立は、日立メディコの完全子会社化後に、日立メディコの事業と日立の社内カンパニーのヘルスケア関連事業を一体として運営するとともに、最適な事業戦略を策定、実行していく予定です。その具体的な方法については、今後検討してまいります。その際、日立は、日立メディコの事業の特性や運営・体制の優れた点を十分に活かした経営に留意の上、日立メディコの事業の強化を図っていきます。なお、日立は、日立のウェブサイトにて 2014 年2月4日付で公表した「ヘルスケア

「アグループおよびヘルスケア社の新設について」に記載のとおり、2014年4月1日付で、日立グループのヘルスケア事業体制を再編・統合し、ヘルスケアグループ及びヘルスケア社を新設することを決定しております。

また、日立メディコは、日立メディコ公表の2014年2月4日付「代表執行役 執行役社長の交代に関するお知らせ」に記載のとおり、2014年4月1日付での代表執行役 執行役社長の交代を決定しておりますが、日立は、完全子会社化後の日立メディコの経営体制について、基本的に現状の経営体制を尊重する方針です。

## 2. 本株式交換の要旨

### (1) 本株式交換の日程

本株式交換契約締結(両社)	2014年2月6日(木)
最終売買日(日立メディコ)	2014年2月25日(火)(予定)
上場廃止日(日立メディコ)	2014年2月26日(水)(予定)
本株式交換の予定日(効力発生日)	2014年3月1日(土)(予定)

(注) 本株式交換は、日立については、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、日立メディコについては、会社法第784条第1項の規定に基づく略式株式交換の手続きにより、各社とも株主総会の決議による承認を受けずに行われる予定です。

### (2) 本株式交換の方式

日立を株式交換完全親会社、日立メディコを株式交換完全子会社とする株式交換です。

### (3) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	株式会社日立製作所 (株式交換完全親会社)	株式会社日立メディコ (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当ての内容	1	2.187
本株式交換により 交付する株式数	普通株式:4,758,566株(予定)	

#### (注1) 株式の割当比率

日立メディコの株式1株に対して、日立の株式2.187株を割当交付します。ただし、日立が下記(注2)記載の基準時において所有する日立メディコの株式(なお、本日現在日立が所有する日立メディコの株式は36,941,083株です。)については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

日立は、本株式交換に際して、本株式交換により日立が日立メディコの発行済株式(ただし、日立が所有する日立メディコの株式を除きます。)の全部を取得する時点の直前時(以下、基準時)の日立メディコの株主の皆様(ただし、日立を除きます。)に対し、その所有する日立メディコの株式に代わり、その所有する日立メディコの株式の数の合計に 2.187 を乗じた数の日立の株式を交付します。日立の交付する株式は、全てその自己株式(日立公表の 2014 年2月4日付「自己の株式の取得に関するお知らせ」に記載のとおり、今後取得する自己の株式を含みます。)にて対応する予定です。

なお、日立メディコは、基準時までには所有することとなる自己株式(本株式交換に関して行使される会社法第 785 条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。)の全部を基準時をもって消却することを、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する日立メディコの取締役会において決議する予定で、上記の普通株式の数(4,758,566 株)はかかる消却が行われることを前提とした数です。また、上記の普通株式の数(4,758,566 株)は、日立メディコの自己株式の取得等の理由により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、日立の単元未満株式を所有することとなる株主の皆様については、日立の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増制度(1,000 株への買増し)

日立の単元未満株式を所有する株主の皆様が、その所有する単元未満株式の数とあわせて 1 単元(1,000 株)となる数の株式を日立から買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取制度(単元未満株式の売却)

日立の単元未満株式を所有する株主の皆様が、日立に対してその所有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換により交付されるべき日立の株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、日立は、当該端数の交付を受けることとなる日立メディコの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数に応じた金銭を交付します。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

日立メディコは、新株予約権または新株予約権付社債を発行しておりません。

### 3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

上記「1. 本株式交換による完全子会社化の目的」に記載のとおり、日立と日立メディコは、

2013年10月上旬頃の日立からの提案を契機に、日立は、日立及び日立メディコから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券を、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、日立メディコは、日立及び日立メディコから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券を、リーガル・アドバイザーとして中村・角田・松本法律事務所を選任のうえ、両社の企業価値を一層向上させることを目的とした諸施策について複数回にわたる協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、日立は、日立が日立メディコを完全子会社とすることで、より安定した資本関係を構築し、日立の社内カンパニーのヘルスケア関連事業と一体化した事業運営を行うことが、日立メディコ、ひいては日立グループの企業価値を向上させるために有益であるとの結論に至り、日立が日立メディコを完全子会社とすることを目的として、本公開買付けを実施しました。

また、本公開買付けニュースリリースに記載のとおり、日立は、本公開買付けの決済後の基準日時点(日立メディコは2013年12月31日を基準日に設定しました。)の日立メディコにおける米国人株主の所有割合が10%を超えていないことが確認できた場合には、本株式交換の方法により日立メディコを完全子会社化することを企図しており、その際には、本株式交換により日立メディコの株主の皆様が受け取る対価(日立の株式。ただし、日立の1株未満の端数を割り当てられた場合は、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当該端数部分に応じた金銭の交付となります。)を決定するに際しての日立メディコの株式の評価は、本公開買付けの日立メディコの株式の買付価格(1株につき、金1,800円)と同一の価格にすることとしておりました。

そして、スキーム決定ニュースリリースに記載のとおり、当該基準日時点の日立メディコにおける米国人株主の所有割合が10%を超えていないことが確認できたことから、日立及び日立メディコは、本株式交換の方法により日立が日立メディコを完全子会社化することを決定しました。

日立及び日立メディコは、本公開買付けニュースリリースに記載のとおり、日立メディコの株式の評価については本公開買付けの日立メディコの株式の買付価格と同一の価格としつつ、本株式交換に係る割当比率等について、それぞれ第三者算定機関から提出を受けた本株式交換に係る株式交換比率の算定結果を参考に慎重に検討し、また、本公開買付けの諸条件及び結果並びに日立の株式の市場株価水準その他の諸要因を勘案した上で、両社間で交渉・協議を重ねました。

その結果、日立は、下記「(4)公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である野村證券から2014年2月6日付で受領した株式交換比率算定書、日立及び日立メディコと利害関係を有しないリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの助言等を踏まえて慎重に検討した結果、上記「2.(3)本株式交換に係る割当ての内容」の株式交換比率は妥当であり、日立及び日立メディコの株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、上記「2.(3)本株式交換に係る割当ての内容」の株式交換比率により本株式交換を行うことを決定しました。なお、日立は、上記「2.(3)本株式交換に係る割当ての内容」の株式交換比率を算出す

るに際し、日立の普通株式の評価については、本株式交換契約締結の前営業日である2014年2月5日を基準日として、基準日終値、基準日までの直近1週間、直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の終値単純平均値をそれぞれ参照し、日立メディコの普通株式の評価については、本公開買付けに応募した日立メディコの株主の皆様と応募しなかった株主の皆様との間の公平性を確保する観点等から、本公開買付けにおける公開買付価格(1株につき、金1,800円)と同一の価格とすることが妥当であると判断しました。

他方、日立メディコは、下記「(4)公正性を担保するための措置」及び下記「(5)利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である大和証券から2014年2月5日付で受領した株式交換比率算定書、日立及び日立メディコと利害関係を有しないリーガル・アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所からの助言、同事務所から2014年2月5日付で受領した本株式交換は日立メディコの少数株主の皆様にとって不利益なものであるとは認められない旨を内容とする意見書その他の関連資料並びに本公開買付けに応募した日立メディコの株主の皆様と応募しなかった株主の皆様との間の公平性の要請等を踏まえ、日立による日立メディコの完全子会社化を目的とした本株式交換に関する諸条件について慎重に協議・検討した結果、上記「2.(3)本株式交換に係る割当ての内容」の株式交換比率は大和証券の2014年2月5日付株式交換比率算定書に照らして合理的な水準であることから、日立メディコの少数株主の皆様にとって不利益なものではないとの判断に至ったため、下記「(5)① 利害関係を有しない取締役全員の承認」に記載のとおり、上記「2.(3)本株式交換に係る割当ての内容」の株式交換比率により本株式交換を行うことを決定しました。

なお、上述の第三者算定機関が提出した株式交換比率の算定結果は、いずれも本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

また、株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上変更することがあります。

## (2) 算定に関する事項

### ① 算定機関の名称及び上場会社との関係

野村証券及び大和証券はいずれも、日立及び日立メディコから独立しており、日立及び日立メディコの関連当事者には該当せず、重要な利害関係を有しません。

### ② 算定の概要

本株式交換の株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、日立及び日立メディコがそれぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、日立は野村証券を、日立メディコは大和証券を、それぞれの第三者算定機関として選任しました。

野村証券は、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの事実、諸条件、結果等を分析した上で、日立については、日立が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、



市場株価平均法(2014年2月5日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における基準日終値、基準日までの直近1週間、直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の各取引日における終値単純平均値)を採用して算定を行いました。

日立メディコについては、日立メディコが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法(2014年2月5日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における基準日終値、基準日までの直近1週間、直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の各取引日における終値単純平均値)を、また、日立メディコには比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下、DCF法)を採用して算定を行いました。

なお、日立の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	2.145～2.323
類似会社比較法	1.583～3.221
DCF法	1.788～3.126

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、日立、日立メディコ及びそれらの関係会社の資産または負債(偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、2014年2月5日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、日立及び日立メディコの財務予測については、日立及び日立メディコにより現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

なお、DCF法の前提とした日立メディコの事業計画においては、対前年度比較において大幅な増益となる事業年度が含まれております。これは主として、中国及び米国等の海外市場における販売拡大による増収増益を見込んでいるためです。

一方、大和証券は、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの事実、諸条件、結果等を分析した上で、日立については、日立が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法(2014年2月5日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における基準日の終値、2014年1月6日から基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均株価、2013年11月6日から基準日までの直近3ヶ月間及び2013年8月6日から基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均株価)を採用して算定を行いました。

また、日立メディコについては、本公開買付けにおける買付価格を算定した時点以降に株式価

値に重要な影響を与える事象は発生していないことから、本公開買付けにおける買付価格(1株につき、金 1,800 円)をその株式価値として採用して算定を行いました。

上記の評価に基づく、日立の1株当たりの株式価値を1とした場合の算定結果(株式交換比率の算定結果)は、2.187 から 2.576 と算定されております。

大和証券は、本株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産または負債(偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。大和証券の株式交換比率の算定は、2014年2月5日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、両社の財務予測については、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

### (3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日(2014年3月1日(予定))をもって、日立メディコは日立の完全子会社となり、日立メディコの株式は2014年2月26日付で上場廃止(最終売買日は2014年2月25日)となる予定です。上場廃止後は、日立メディコの株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

日立メディコの株式が上場廃止となった後も、本株式交換により日立メディコの株主の皆様(ただし、日立を除きます。)に割り当てられる日立の株式は東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、日立メディコの株式を458株以上所有し本株式交換により日立の株式の単元株式数である1,000株以上の日立の株式の割当てを受ける日立メディコの株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、458株未満の日立メディコの株式を所有する日立メディコの株主の皆様には、本株式交換により日立の株式の単元株式数である1,000株に満たない日立の株式が割り当てられます。単元未満株式については金融商品取引所市場において売却することはできませんが、単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、日立に対し、自己の所有する単元未満株式を買い取ることが請求することが可能です。また、その所有する単元未満株式の数とあわせて1単元となる数の株式を日立から買い増すことも可能です。かかる取扱いについては、上記「2.(3)(注3) 単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いについては、上記「2.(3)(注4) 1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、本株式交換による完全子会社化の目的は、上記「1. 本株式交換による完全子会社化の目的」に記載のとおりであり、日立メディコの株式の上場廃止そのものを目的とするものではありません。

#### (4) 公正性を担保するための措置

日立及び日立メディコは、日立が本日現在日立メディコの発行済株式総数の 93.43%を所有していることから、本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、以下の措置を講じております。

##### ① 第三者算定機関からの算定書の取得

日立は、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を担保するため、日立及び日立メディコから独立した第三者算定機関である野村証券を選任し、2014年2月6日付で、株式交換比率算定書を取得しました。算定書の概要は上記「(2)算定に関する事項」をご参照ください。

なお、日立は、野村証券から、本株式交換の株式交換比率の公正性に関する評価意見(いわゆる「フェアネス・オピニオン」)を取得しておりません。

他方、日立メディコは、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を担保するため、日立及び日立メディコから独立した第三者算定機関である大和証券を選任し、2014年2月5日付で、株式交換比率算定書を取得しました。算定書等の概要は上記「(2)算定に関する事項」をご参照ください。

なお、日立メディコは、大和証券から、本株式交換の株式交換比率の公正性に関する評価意見(いわゆる「フェアネス・オピニオン」)を取得しておりません。

##### ② 独立した法律事務所からの助言

日立は、本株式交換のリーガル・アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続について、法的な観点から助言を得ております。なお、森・濱田松本法律事務所は、日立及び日立メディコとの間で重要な利害関係を有しません。

他方、日立メディコは、本株式交換のリーガル・アドバイザーとして、中村・角田・松本法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、中村・角田・松本法律事務所は、日立及び日立メディコとの間で重要な利害関係を有しません。

#### (5) 利益相反を回避するための措置

日立メディコは、日立が本日現在日立メディコの発行済株式総数の 93.43%を所有していることから、日立メディコにおける利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。

##### ① 利害関係を有しない取締役全員の承認

日立メディコの取締役のうち、小豆畑茂氏(以下、小豆畑氏)及び栗原和浩氏(以下、栗原氏)は日立の執行役を兼務しておりますので、利益相反回避の観点から、日立との間で日立メディコ

取締役の立場として協議及び交渉をしておらず、また、日立メディコの実業部会における本株式交換に関する議案の審議及び決議には、一切参加していません。また、日立メディコの実業部会のうち北野昌宏氏(以下、北野氏)は、日立公表の 2014 年2月4日付「職制改正ならびに役員(執行役)人事」及び日立メディコ公表の 2014 年2月4日付「代表執行役 執行役社長の交代に関するお知らせ」に記載のとおり、2014 年4月1日付で日立の執行役専務に就任する予定ですので、利益相反について疑義が生じるおそれを排除するため、本日開催の日立メディコの実業部会における本株式交換に関する議案の審議及び決議には参加していません。

なお、本日開催の日立メディコの実業部会においては、北野氏、小豆畑氏及び栗原氏を除く取締役の全員が出席し、出席取締役の全員の一致で本株式交換契約の締結を決議しました。

② 当該取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

日立メディコは、日立及び日立メディコから独立した日立メディコのリーガル・アドバイザーとして中村・角田・松本法律事務所を選任しており、本公開買付けニュースリリースの「1. (3)④ 支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手」に記載のとおり、同事務所から、2013 年 11 月 12 日付で、(i)本公開買付けを含む日立が日立メディコの発行済株式の全てを取得するための一連の取引は、日立メディコの企業価値向上に資するものであると認められ、また、(ii)本公開買付けは日立メディコの少数株主の皆様にとって不利益なものであるとは認められない旨を内容とする意見書を入手しています。

また、日立メディコは、本株式交換を検討するにあたって、同事務所に対し、本株式交換が日立メディコの少数株主の皆様にとって不利益なものでないかについて諮問しました。

同事務所は、上記諮問事項について慎重に検討を行い、その結果、日立メディコは、同事務所から、2014 年2月5日付で、(i)本株式交換における株式交換比率は第三者算定機関である大和証券の算定結果との対比からも日立メディコの少数株主にとって不利であるとは認められないこと、(ii)本株式交換における株式交換比率を定めるに当たり、日立及び日立メディコの株式価値の把握方法が特に不合理であるとは認められないこと、(iii)日立メディコが、本株式交換に際し、利益相反を回避し、本株式交換の公正性を担保するための相応の措置を講じているものと認められること等を踏まえれば、本株式交換は日立メディコの少数株主の皆様にとって不利益なものであるとは認められない旨を内容とする意見書を入手しました。

4. 本株式交換の当事会社の概要(注 1)

	株式会社日立製作所	株式会社日立メディコ
(1) 名称	株式会社日立製作所	株式会社日立メディコ
(2) 所在地	東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 6 号	東京都千代田区外神田四丁目 14 番 1 号

(3)	代表者の役職・氏名	執行役社長 中西 宏明	執行役社長 北野 昌宏
(4)	事業内容	情報・通信システム、電力システム、社会・産業システム、電子装置・システム、建設機械、高機能材料、オートモティブシステム、デジタルメディア・民生機器、その他(物流・サービス他)及び金融サービスの10セグメントにわたる製品の開発、生産、販売及びサービス	医療機器、医療情報システム、汎用分析装置及び医用分析装置の開発、製造、販売及び据付、保守サービス等
(5)	資本金	458,790 百万円(本日現在)	13,884 百万円(本日現在)
(6)	設立年月日	1920年2月1日	1949年5月9日
(7)	発行済株式数	4,833,463,387 株(本日現在)	39,540,000 株(本日現在)
(8)	決算期	3月末日	3月末日
(9)	従業員数	(連結) 331,781 名	(連結) 5,346 名
(10)	主要取引先	国内外の民間企業、官公庁	国内外の国公立私立病院、診療所、企業等
(11)	主要取引銀行	株式会社みずほ銀行 株式会社三菱東京 UFJ 銀行	株式会社三菱東京 UFJ 銀行 株式会社みずほ銀行
(12)	大株主及び持株比率(注2)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 6.35% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 5.29% 日立グループ社員持株会 2.39% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9) 2.19% 日本生命保険相互会社 1.98%	株式会社日立製作所 93.43% 青山忠子 0.48% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 0.39% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 0.30% 日本生命保険相互会社 0.11% (2013年12月31日現在)
(13)	当事会社間の関係		
	資本関係	日立は、本日現在、日立メディコの発行済株式総数の93.43%に相当する36,941,083株を所有しています。	
	人的関係	2013年9月30日現在、日立メディコの取締役のうち2名が日立の執行役を兼任しております。なお、日立は日立メディコへ従業員を27名出向させております。	

取引関係	日立は、日立メディコとの間で、日立グループ・プーリング制度による資金の貸し付け及び借り入れを行う等の取引関係があります。また、日立メディコは日立に属する病院に対し医療機器を販売するとともに、日立に研究開発の一部を委託する等の取引関係があります。
関連当事者への該当状況	日立メディコは、日立の連結子会社であり、関連当事者に該当しません。

(14) 最近3年間の財政状態及び経営成績(注3)

決算期	株式会社日立製作所 (連結、米国基準)			株式会社日立メディコ (連結、日本基準)		
	2011年 3月期	2012年 3月期	2013年 3月期	2011年 3月期	2012年 3月期	2013年 3月期
純資産	2,441,389	2,773,995	3,179,287	71,901	73,260	75,030
総資産	9,185,629	9,418,526	9,809,230	151,947	160,786	158,028
1株当たり純資産(注4)(円)	318.73	382.26	431.13	1,817.13	1,857.15	1,899.67
売上高	9,315,807	9,665,883	9,041,071	122,929	166,237	159,659
営業利益(注5)	444,508	412,280	422,028	2,798	4,271	1,068
経常利益(注6)	432,201	557,730	344,537	2,804	3,114	2,356
当期純利益(注7)	238,869	347,179	175,326	10,500	1,382	252
1株当たり当期純利益(注7)(円)	52.89	76.81	37.28	267.97	35.28	6.44
1株当たり配当金(円)	8.00	8.00	10.00	10.00	10.00	10.00

(注1) 2013年9月30日現在。ただし、特記しているものを除きます。

(注2) 日立メディコは2013年12月31日現在、自己株式421,075株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合1.06%)を所有していますが、大株主からは除いています。

(注3) 単位は百万円。ただし、特記しているものを除きます。

(注4) 日立は米国会計基準を採用しているため、1株当たり株主資本の額を記載しています。

(注5) 日立の「営業利益」は、日本基準に基づいて作成しています。

(注6) 日立は米国会計基準を採用しているため、税引前当期純利益の額を記載しています。

(注7) 日立は米国会計基準を採用しているため、当社株主に帰属する当期純利益及び1株当たり当社株主に帰属する当期純利益の額をそれぞれ記載しています。

## 5. 本株式交換後の状況

		株式交換完全親会社
(1)	名 称	株式会社日立製作所
(2)	所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
(3)	代表者の役職・氏名	執行役社長 中西 宏明
(4)	事 業 内 容	情報・通信システム、電力システム、社会・産業システム、電子装置・システム、建設機械、高機能材料、オートモティブシステム、デジタルメディア・民生機器、その他(物流・サービス他)及び金融サービスの10セグメントにわたる製品の開発、生産、販売及びサービス
(5)	資 本 金	458,790 百万円
(6)	決 算 期	3月末日
(7)	純 資 産	現時点では確定しておりません。
(8)	総 資 産	現時点では確定しておりません。

## 6. 会計処理の概要

共通支配下取引等のうち少数株主との取引に該当する見込みです。

## 7. 今後の見通し

日立は、日立のウェブサイトにて 2014 年2月4日付で公表した「ヘルスケアグループおよびヘルスケア社の新設について」に記載のとおり、2014 年4月1日付で、日立グループのヘルスケア事業体制を再編・統合し、ヘルスケアグループ及びヘルスケア社を新設することを決定しております。また、日立メディコは、日立メディコ公表の 2014 年2月4日付「代表執行役 執行役社長の交代に関するお知らせ」に記載のとおり、2014 年4月1日付での代表執行役 執行役社長の交代を決定しておりますが、日立は、完全子会社化後の日立メディコの経営体制について、基本的に現状の経営体制を尊重する方針です。

なお、本株式交換による日立及び日立メディコの業績に与える影響は軽微です。

## 8. 支配株主との取引等に関する事項

### (1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

日立は、日立メディコの支配株主(親会社)であるため、本株式交換は、日立メディコにとって支配株主との取引等に該当します。日立メディコは、2013 年 6 月 20 日付のコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、日立を含む日立グループ内の取引を市価を基準として公正に行うことを方針としている旨を記載しています。

そして、日立メディコの支配株主による本株式交換に関して、日立及び日立メディコは、上記「3. (4)公正性を担保するための措置」及び「3. (5)利益相反を回避するための措置」に記載の各措

置を実施しており、日立メディコは、実施した各措置がかかる指針に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. (4) 公正性を担保するための措置」及び「3. (5) 利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(3) 当該取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

上記「3. (5)② 当該取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」をご参照ください。

以上



(参考) 当期連結業績予想及び前期連結実績

日立(当期連結業績予想は 2014 年2月4日公表分)

(単位:百万円)

	売上高	営業利益	税引前当期純利益	当社株主に帰属する当期純利益
当期連結業績予想 (2014 年3月期)	9,400,000	510,000	445,000	215,000
前期連結実績 (2013 年3月期)	9,041,071	422,028	344,537	175,326

日立メディコ(当期連結業績予想は 2014 年 1 月 28 日公表分)

(単位:百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期連結業績予想 (2014 年3月期)	165,000	4,500	4,400	1,300
前期連結実績 (2013 年3月期)	159,659	1,068	2,356	252

## 将来の見通しに関するリスク情報

本資料における当社の今後の計画、見通し、戦略等の将来予想に関する記述は、当社が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等の結果は見通しと大きく異なることがあります。

その要因のうち、主なものは以下のとおりです。

- ・ 主要市場(特に日本、アジア、米国およびヨーロッパ)における経済状況および需要の急激な変動
- ・ 為替相場変動(特に円/ドル、円/ユーロ相場)
- ・ 資金調達環境
- ・ 株式相場変動
- ・ 持分法適用関連会社への投資に係る損失
- ・ 価格競争の激化(特にデジタルメディア・民生機器部門)
- ・ 新技術を用いた製品の開発、タイムリーな市場投入、低コスト生産を実現する当社および子会社の能力
- ・ 急速な技術革新
- ・ 長期契約におけるコストの変動および契約の解除
- ・ 原材料・部品の不足および価格の変動
- ・ 製品需給の変動
- ・ 製品需給、為替相場および原材料価格の変動並びに原材料・部品の不足に対応する当社および子会社の能力
- ・ 社会イノベーション事業強化に係る戦略
- ・ 事業構造改善施策の実施
- ・ コスト構造改革施策の実施
- ・ 主要市場・事業拠点(特に日本、アジア、米国およびヨーロッパ)における社会状況および貿易規制等各種規制
- ・ 製品開発等における他社との提携関係
- ・ 自社特許の保護および他社特許の利用の確保
- ・ 当社、子会社または持分法適用関連会社に対する訴訟その他の法的手続
- ・ 製品やサービスに関する欠陥・瑕疵等
- ・ 地震、津波およびその他の自然災害等
- ・ 情報システムへの依存および機密情報の管理
- ・ 退職給付債務に係る見積り
- ・ 人材の確保

---

このニュースリリースにおける将来予測に関する情報は、当社が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいています。このため、実際の結果と大きく異なったり、予告なしに変更され、検索日と情報が異なる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

---